b　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定紛争解決機関が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第一項の規定に従い算出された額をいう。

e　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4)　その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ並びに第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○金融庁・厚生労働省告示第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

金融庁長官　細溝　清史

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号並びに第五条の見出し及び同条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号及び別紙様式第三号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示の一部改正）

第三条　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「新告示」を「この項において「新告示」という。）」に、「（新告示」を「（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「告示」という。）」に、「における新告示」を「における告示」に、「又は新告示」を「又は告示」に、「、新告示」を「、告示」に改め、同条第三項中「新告示」を「告示」に改める。

附則第三条から第五条までの規定中「新告示」を「告示」に改める。

附則第六条の見出し中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条中「新告示」を「告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

附則第七条から第十一条までの規定中「新告示」を「告示」に改める。

附則第十二条を削る。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○金融庁・農林水産省告示第四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百五条第一号ハ(3)及び第二百七条第一項、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第四十八条第三項第一号ハ(3)及び第四十九条の二第一項並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第百十三条第三号ハ及び第百十六条の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

金融庁長官　細溝　清史

農林水産大臣　林　芳正